

広島県男女共同参画基本計画（第3次）中間取りまとめ

環 境 づ く り

【現状と課題】

働く場の環境整備は、就業が人々の生活の経済的基盤を形成するものであることから、極めて重要です。

雇用・労働条件や育児・介護の支援などに関する法律や制度は改善されてきていますが、正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準は約70であり、また女性管理職の登用率も低い状況にあることなどから、雇用機会や待遇などの面で、依然として男女間の格差が存在しています。

また、少子高齢化が進展する中で、男女が共に家族としての責任を担いながら、仕事と家庭を両立することが望まれています。妊娠・出産等を機に約6割の女性が離職するなど、安心して子どもを産み育て、働き続けることが難しい状況も見受けられます。

このため、職場において、男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮するとともに、仕事と家庭が両立できるよう、多様な働き方を可能とするための支援の充実や、男性を含めた働き方の見直しなど、環境を整えることが必要です。

農林水産業や商工業等の自営業においても、女性は生産や経営の担い手として、重要な役割を果たしていますが、方針決定過程への参画は十分ではありません。

このため、男女共同参画に向けた取組を推進するとともに、女性の起業や経営活動への参画に向けた環境を整備することが必要です。

男女が社会の様々な分野での活動に参画する機会を確保するためには、特に、政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画を進めることが不可欠です。

県や市町において審議会等への女性の参画は、長期的には増加傾向にありますが、今後も引き続き、参画を促進するとともに、様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程へ男女が共に参画できるような環境を整備することが必要です。

地域の課題やニーズが多様化する中で、男女が共に地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かで活力あるものとしていくことが期待されています。

このため、男女が地域の様々な活動に目を向け、共に参画しやすい環境づくりを推進することが必要です。

男女共同参画に向けた取組を、効果的かつ的確に実施するため、県の推進体制や男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点である広島県女性総合センターの機能を充実・強化させるとともに、県民と身近な関係にある市町や※1 NPO、ボランティア等との連携・協働を推進することが必要です。

※1 NPO (Non Profit Organization) : 民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

【基本となる施策の方向】

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

県，市町，民間企業，各種団体など様々な職場において，男女が対等な構成員として，個性と能力を発揮しながら働くことができるよう，雇用環境の整備を図ります。

枠内の内容について
御意見をお寄せください！！

≪具体的施策≫

- 国・県・市町の連携により，労使を始め社会一般を対象に，^{※2}労働基準法，^{※3}男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりについて，周知徹底を図り，男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備を促進します。
- 女性の積極的登用を図るため，幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など
^{※4}積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進するよう啓発を行います。
また，啓発に当たっては具体的なモデルや成果の普及に努めます。
- 自ら問題意識を持って，その人が持つ個性と能力をさらに職場で輝かせたいと思う女性の挑戦を支援します。
- 県が率先して，平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら，女性の管理職への登用を積極的に推進します。

※2 労働基準法：賃金，労働時間その他の労働条件についての均等待遇や男女同一賃金の原則等を規定し，昭和22（1947）年に施行。

平成11（1999）年には，男女雇用機会均等法の改正に併せ，女性の職域拡大を図り，男女の均等な取扱いを一層促進する観点から，女性のみ適用される保護規定（深夜業等の規制）が削除（母性保護等の規定は除く。）された。

※3 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）：雇用の分野において，男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため，昭和61（1986）年に施行。平成11（1999）年には，募集・採用，配置，昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行された。また，平成19（2007）年4月1日から，「性別による差別禁止の範囲の拡大」，「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」などを盛り込んだ改正法が施行された。

※4 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では，男女労働者の間に事実上生じている差がある場合，それを解消するために企業等が行う自主的かつ積極的な取組をいう。

(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、自分の意思で働くことを選択した場合にその意思が尊重され、だれもが安心して働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立に向けた環境の整備を図ります。

枠内の内容について
御意見をお寄せください!!

《具体的施策》

- 育児・介護休業法等の周知徹底を図るとともに、特に中小企業の次世代育成支援対策推進法^{※5}に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を促進します。^{※6}
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備を推進するよう啓発を行います。
特に、働き方の見直しを進めるため、事業主及び管理職に対して、労働時間等の設定の改善等労働条件の整備や育児・介護休業を取得しやすいなど働きやすい職場環境の整備を推進するよう啓発を行います。
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実を図ります。

※5 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）：少子化対策の一環として、平成4（1992）年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7（1995）年に制定、平成11（1999）年4月からすべての事業所を対象に施行。平成13（2001）年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16（2004）年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成21（2009）年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進などを盛り込んだ改正が行われた。

※6 次世代育成支援対策推進法：地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を平成17（2005）年度から10年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。なお、平成20年（2008）の改正により、平成23年（2011）4月から、義務付けとなる企業規模が、常時雇用する労働者301人以上から101人以上に拡大することとされた。

(3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備

男女がそれぞれのライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方を選択でき、また、それぞれの働き方に対応できる雇用環境を整備するとともに、育児や介護等を理由とした退職者の再就職を支援します。

枠内の内容について
御意見をお寄せください！！

《具体的施策》

- パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇，労働条件が確保されるよう，
※7 パートタイム労働法，※8 労働者派遣法等の普及啓発を行います。
- 多様な就業ニーズに対応するため，※9
在宅ワーク等の就業支援情報の充実を図ります。
- 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児，介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実を図ります。
- 働きやすい雇用環境づくりをめざして，雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実を図ります。

- ※7 **パートタイム労働法**（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）：適正な労働条件の確保，その他の雇用管理の改善により，短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため，平成5（1993）年に制定。平成19（2007）年に雇入れ時の労働条件明示の義務化や通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図る内容の改正が行われた。
- ※8 **労働者派遣法**（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）：労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため，昭和60（1985）年に制定。平成19（2007）年までに，対象業務の原則自由化，派遣労働者の権利保護，派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。
- ※9 **在宅ワーク**：情報通信機器を活用して，請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態での働き方のうち，主として他の者が代わって行うことが容易なもの。

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

生産組織等における方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、生産、経営、家庭生活に男女が共に参画できるよう環境の整備を図ります。

枠内の内容について
御意見をお寄せください！！

《具体的施策》

- 方針の立案及び決定過程への女性の参画を拡大するよう啓発を行います。
- 男女共同参画の視点に立った経営が行われるよう、環境の整備に努めます。

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

生産や経営の主体となる女性の生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経済的な自立を促進するよう支援します。

枠内の内容について
御意見をお寄せください!!

《具体的施策》

- 低利融資制度の運用により、起業や経営活動を支援します。
- 技術・経営管理能力の向上を図るための取組を支援します。
- 経営指導や経営相談を希望する者のニーズに適切に対応できるよう、指導員、相談員の養成や資質の向上を図るなど、指導・相談体制の充実を図ります。
- ^{※10} 集落法人において、加工などを取り入れた農業経営の多角化を行うことで、経済的な自立を促進します。

※10 集落法人（集落農場型農業生産法人）：「集落（1～数集落）が1つの経営となって、集落の農地を1つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業生産法人」のことをいう。

現在の小規模分散農地による非効率な個別完結型経営を見直し、法人による農地の一体的管理に転換したうえ、機械・施設装備の投資額の削減や労働時間の縮減などの低コスト化により、飛躍的な収益性の改善を目指すもの。

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県が率先して審議会等委員として積極的に女性を登用するとともに、様々な分野で方針の立案及び決定過程に男女が共に参画できるよう啓発を行います。

枠内の内容について
御意見をお寄せください!!

《具体的施策》

- 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するよう啓発を行います。
- 県の行政委員会及び審議会等の委員として、積極的に女性を登用するよう努めます。
- 市町の行政委員会及び審議会等の委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう働きかけを行います。
- 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実を図ります。

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

豊かで暮らしやすい地域社会を築くため、男女が共に地域社会の様々な活動に積極的に参画し、男女共同参画社会づくりに向けて取り組むことができるよう支援します。

枠内の内容について
御意見をお寄せください!!

《具体的施策》

- 男女の地域活動への参画を推進するため、地域づくりを担うボランティア、NPO、
※11 住民自治組織等が活動しやすい環境を整備します。

- 男女の地域づくりへの参画を推進するため、積極的な情報提供を行います。

※11 住民自治組織：行政と協働・連携しながら住民が主体的に地域づくり活動に取り組む住民組織。

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

男女共同参画社会の実現に向けて、県が率先して男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するための体制を充実・強化します。

枠内の内容について
御意見をお寄せください!!

《具体的施策》

- 各局部が連携を密にし、男女共同参画社会の実現に向けて積極的かつ総合的に施策を推進します。
- 施策の推進に当たっては、行動目標を掲げ、その達成に努めます。
- 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施します。

※12

(2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化

男女共同参画社会の実現をめざす中核的拠点として、情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援等の各種事業の充実に努めるとともに、その機能強化を図ります。

枠内の内容について
御意見をお寄せください！！

《具体的施策》

- 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設として、情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の各種事業を一層充実させるとともに、新たなニーズに対応した先駆的な事業にも積極的に取り組んでいきます。
- NPO、大学、企業等と連携・協働した男女共同参画の取組を推進します。

※12 広島県女性総合センター：男女共同参画を促進するための拠点施設として平成元（1989）年に設置された。（財）広島県女性会議により運営されており、情報・研修・相談・支援・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業が行われている。

(3) 市町等との連携強化・取組支援

県内各地域で男女共同参画に関する取組が推進されるよう、市町等との連携を強化し、情報提供や取組支援を行います。

また、県内の※13 NGO、NPO、ボランティア等が男女共同参画の推進のために実施する主体的な取組を支援します。

枠内の内容について
御意見をお寄せください！！

《具体的施策》

- 男女共同参画社会づくりに対する理解が深まるよう、市町の取組を支援するため、情報提供などを積極的に行います。
- NGO、NPO、ボランティアや住民自治組織等の活動交流場所の提供などの環境整備を行うとともに、これらの団体と連携・協働して男女共同参画社会の実現を目指します。

※13 NGO (Non governmental Organization) : 非政府組織または民間援助団体。国際貢献や国際国流を行う非政府・非営利組織。

【現状と課題】

男女が、家庭、学校、職場、地域など社会の様々な分野で、お互いに協力して男女共同参画を推進するためには、男女共同参画についての理解が深まる必要があります。

平成 20 年に実施した県政世論調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方へ「賛成」と回答した割合は約半数となっています。

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、今後も、県民の意識や多様なライフスタイルに対応した広報・啓発を継続的かつ着実に行うことが必要です。

インターネット等を利用した新たなサービスが次々に生まれ、メディアが多様化する中、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害情報の流通が社会問題となっており、様々な媒体によってもたらされる情報が社会に与える影響は、更に拡大することが予想されます。

このため、インターネット上での人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた普及啓発や、様々な情報を主体的に収集、判断、発信等ができる能力を身につけることができるよう支援することが必要です。

男女共同参画の意識を育むためには、家庭、学校、地域における教育や学習の果たす役割が重要です。

このため、男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、教育や学習機会の充実を図るとともに、職場においても、男女共同参画を推進するための研修等の充実が求められています。

少子高齢化の進展や家族形態の多様化が進む中で、男女が共に家事や育児・介護といった家族としての責任を担うことが求められます。

しかし、男性の家事・育児・介護等にかかわる時間が少なく、依然として女性が主に家事や育児・介護等を負担しているという実態があります。

このため、家族を構成する男女がお互いに協力し合って、豊かな家庭生活を築きながら、共に社会に参画できるよう、特に男性を対象とした啓発を行うことが必要です。

【基本となる施策の方向】

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

男女共同参画の推進に向け、県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、多様な機会を通じ、ライフスタイルの多様化に対応した広報・啓発を行います。

枠内の内容について
御意見をお寄せください！！

《具体的施策》

- 多様な機会や情報手段により、男女共同参画に関する理解が深まるよう、ライフスタイルの多様化に対応した広報・啓発を行います。
また、男女共同参画は男女がともに理解を深めることが重要であることから、男性や若い世代にも対応した男女共同参画の理解を深める広報・啓発を行います。

(2) メディアにおける男女共同参画の推進

社会に対して大きな影響力を持つメディアに対して、人権尊重の視点に立った自主的な取組が行われるよう働きかけます。

枠内の内容について
御意見をお寄せください!!

《具体的施策》

- 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向け、インターネット等を含む各種メディアの自主的な取組がなされるよう啓発を行います。
- 情報を主体的に収集、判断、発信等できる能力の必要性について、啓発を行うとともに、学校における※14 情報教育の充実を図ります。
- 県は、男女共同参画の視点に立って広報紙・出版物等を発行します。

※14 情報教育：「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の三つの要素から構成される「情報活用能力」をバランスよく育成することを目標とした教育。

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの個性を尊重しながら、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、望ましい勤労観・職業観などを身に付けることができるよう、※15 キャリア教育の充実を図ります。

枠内の内容について
御意見をお寄せください！！

《具体的施策》

- 男女共同参画について理解し、だれもがお互いの個性や意思を尊重できるよう、学校教育においては、学習指導要領等に則り、教育活動の全体を通じて、子どもの発達段階に応じた取組の充実を図ります。
- 小・中・高等学校等においてキャリア教育の充実を図ります。

※15 **キャリア教育**：幼児児童生徒一人ひとりがその発達課題の達成を通して、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を身につけることをねらいとして行われる教育活動の総体。

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯を通じて学習することのできる機会を提供します。

枠内の内容について
御意見をお寄せください!!

《具体的施策》

- 男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯にわたって多様な学習機会を提供します。
- 男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるよう、学習の機会を提供します。
- 男女共同参画に関する学習情報の提供、学習相談への対応等の学習支援体制を整備します。

(3) 研修の充実・支援

様々な分野で、男女共同参画を推進するための研修の充実を図ります。

枠内の内容について
御意見をお寄せください!!

《具体的施策》

- 県職員の男女共同参画に関する理解が深まるよう、管理職、一般職等職務に応じた研修を実施します。
- 市町職員に対し、男女共同参画に関する理解が深まるよう、市町と連携し研修の機会を提供します。
- 男女共同参画に関する理解が深まるよう、事業主に対する研修や企業が実施する研修を支援します。

3 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

家庭生活において、家族が相互の理解と協力のもとに、家族の一員として家事や子育て、介護などの責任を果たすことができるよう、啓発の充実を図ります。

枠内の内容について
御意見をお寄せください!!

《具体的施策》

- 家族が互いに尊重し協力し合って、家族の一員として家事・育児・介護などの責任を果たせるよう、多様な啓発を行います。
- 男性の育児や家庭生活への参画を支援するため、学習機会の提供を行うとともに、具体的なモデルや成果の普及に努めます。

(2) 家庭教育・子育て支援の充実

県民一人ひとりが子どもを社会の宝として大切にし、家族をはじめ地域社会全体に子どもと子育てを応援する機運が満ちあふれ、実践する社会をめざして、※16「みんなで育てるこども夢プラン」を着実に推進します。

枠内の内容について
御意見をお寄せください!!

《具体的施策》

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援を行います。
- 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実を図ります。
- 地域住民による主体的な子育て支援の促進や、多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策のための計画に基づく市町の取組の促進など、子育て支援体制の充実を図ります。

※16 **みんなで育てるこども夢プラン**：「子育てするならわがまちで！」とみんなが誇れる広島県づくりのためのめざす姿や基本姿勢及びその実現のための施策などを明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画。計画期間：平成22（2010）～26（2014）年度。

【現状と課題】

誰もが自立し、安心して暮らすためには、男女が共に生涯にわたって健康で過ごすことが不可欠です。そのためには、心身やその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を享受できるようにしていくことが必要です。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性もあるため、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意するとともに、女性が安心して安全に子どもを産むことができるよう支援することが必要です。

だれもが地域で安心していきいきと暮らすことができる社会を築いていくためには、積極的に社会に参画する一員として、高齢者や障害者の参画の機会を拡大していくとともに、生活上の困難に直面する者への支援や、外国籍の人々が安心して暮らせる環境整備が必要です。

また、防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できる体制を整備することが必要です。

配偶者等からの暴力、※17 セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの根絶に向けた取組や体制整備等は進展しているものの、十分な効果があがっていないことから、これらの防止に向けた取組や被害者の精神的負担を軽減するための相談しやすい環境づくりなどに引き続き努めることが必要です。

男女共同参画に向けた取組は、国際社会における様々な取組と密接に関係しています。このため、国際交流、国際協力、平和貢献の推進に当たっては、男女共同参画の視点に立つて取り組んでいくことが重要です。

※17 **セクシュアル・ハラスメント**：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事を上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

【基本となる施策の方向】

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、男女共同参画の視点に立ち、県民一人ひとりのライフステージに応じた健康対策を推進するとともに、妊娠・出産にかかわる女性の健康支援の充実を図るため※18「健康ひろしま21」を着実に推進します。

枠内の内容について
御意見をお寄せください！！

《具体的施策》

- 思春期，妊娠・出産期，成人期，高齢期等各ステージにおいて性別に対応できる医療及び健康づくり対策を行います。
- 女性が，妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう，母性保護と母性健康管理対策を推進します。
- エイズ，性感染症，薬物乱用などの実態を踏まえた対策を推進します。
- 不妊相談等支援体制，※19 周産期医療体制及び小児医療体制の充実を図ります。

※18 **健康ひろしま21**：県民一人ひとりが健康でいきいきと社会の中で暮らし，生涯を通じて社会参加ができる健康長寿の実現をめざし，県民の主体的な健康づくり運動を効果的に支援していくための計画。
策定年月：平成20（2008）年3月，計画期間：平成20（2008）～24（2013）年度。

※19 **周産期**：妊娠22週から生後7日未満の期間。

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

豊かで活力ある社会を築くため、高齢者や障害者の社会参画が促進されるよう、男女共同参画の視点に立ち、※20 「ひろしま高齢者プラン」、※21 「広島県障害者プラン」を着実に推進するとともに、ひとり親家庭など生活上の困難に直面する県民や、本県で生活する外国籍の人々が安心して暮らせる環境を整備します。

また、防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。

枠内の内容について
御意見をお寄せください！！

《具体的施策》

- 高齢者がその知識や経験を生かし、生きがいをもって社会参画ができる環境づくりを推進します。
- 高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制を整備するとともに、障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう支援します。
- ひとり親家庭に対する就業等支援体制や経済的支援を充実します。
- 未就業者の就職に向けた支援の充実を図ります。
- 外国籍の人々が、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決するとともに、地域社会で活躍できるような環境づくりを推進します。
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。

※20 「ひろしま高齢者プラン」：老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。第4期計画期間：平成21（2009）～23（2011）年度。

※21 広島県障害者プラン：障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。計画期間：平成16（2004）～25（2013）年度。

2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

※22 「配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画」を、関係機関との連携により着実に推進します。

枠内の内容について
御意見をお寄せください！！

《具体的施策》

- ※23 DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発を行います。
- 被害者等が安心して相談できるよう、専門相談員の育成に努めるとともに、特に市町相談窓口の拡充、設置場所の情報提供等相談体制の充実を図ります。
- 被害者の保護・自立支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化します。
- 民間シェルターへの一時保護委託など、民間団体との連携による被害者の支援に取り組めます。

※22 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」：DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。計画期間：平成18（2006）～平成22（2010）年度。

※23 DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るため、平成13（2001）年に施行。被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成16（2004）年には、保護命令制度の拡充（被害者と同居する子への接近禁止命令など）や配偶者からの暴力の定義の拡大、平成19（2007）年には保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立てなど）や市町における基本計画策定の努力義務などを盛り込んだ改正が行われた。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいう。

(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

学校、職場、地域社会などでだれもが安心して暮らすことができるよう、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春など、人権を侵害する様々な暴力の防止に向けた取組を推進します。

枠内の内容について
御意見をお寄せください!!

《具体的施策》

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行います。
- ※24 ストーカー規制法、※25 売春防止法等の周知徹底により、女性の人権尊重に向けた啓発を行います。
- 性犯罪、売買春に対する取締強化や防止に向け啓発を行います。
特に、児童買春、児童ポルノの撲滅に向けた取組を推進します。
- 女性に対するあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備を図るとともに、専門相談員の育成に努めます。
- 被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、社会復帰への支援の充実を図ります。
- 女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを推進します。

※24 「ストーカー規制法」(ストーカー行為等の規制等に関する法律):年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成12(2000)年に施行。「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ストーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等の援助を行うことも規定している。

※25 売春防止法:売春を助長する行為等を処罰するとともに、売春の防止を図るため、昭和32(1957)年に施行。

都道府県に設置されている婦人相談所は、この法律に基づき、売春を行うおそれのある女子の保護更正のため必要な措置を行うこととされている。(本県では、西部子ども家庭センターを売春防止法による婦人相談所として位置付けている。)

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

(1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

男女共同参画の視点に立って、広島県の国際化に向けた取組を着実に推進します。

枠内の内容について
御意見をお寄せくださ
い！！

《具体的施策》

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備に努めます。

(2) 情報の収集及び提供

国際社会における取組に協調した施策展開を図るための情報収集・情報提供に努めます。

枠内の内容について
御意見をお寄せください！！

《具体的施策》

- 男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報を収集し、幅広く提供します。